

[事案 2021-11] 失効取消請求

・令和3年8月17日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の案内不足により特約が失効したとして、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年12月に契約した終身保険の入院特約および医療特約について、特約保険料未納により平成30年2月に失効したが、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1) 保険会社は、特約継続に関する案内を普通郵便で郵送したというが、自分は受領していない。
- (2) 保険会社から、特約保険料未入時に十分なフォローを受けていない。
- (3) 払込満了後も特約継続の意思があったため、特約継続の案内が届いていたり、未入時のフォローが適切に行われていたら、特約保険料の入金を行っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 払込満了後の特約継続に関する案内は4回行っており、普通郵便であっても返送されてきた経緯はないことから、到着していないとは考えられず、特約継続に関する通知・案内は適切に行った。
- (2) 特約継続保険料の入金がない場合、失効することは約款に定められている。
- (3) 保険料未入の場合には、支払いを督促する通知を郵送する体制を整えており、本件においてもかかる通知を郵送している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、督促に至るまでの状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社では失効を阻止するための実務上の運用がなされていたことが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。